

# 公正採用選考人権啓発推進員制度

## 【職業紹介及び労働者派遣事業者用】

### 制度の目的

国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには雇用主が同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識のもとに公正な採用選考を行うことが重要です。

このため、職業紹介事業、労働者派遣事業を行う皆様においては、雇用主としての側面にとどまらず、労働力需給調整システムの一翼としての社会的責務の重要性に鑑み、「公正採用選考人権啓発推進員」(以下「推進員」という。)の設置を図り、ハローワークが推進員に対する研修等を行うことにより、公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的としています。

### 推進員設置対象となる事業所

- すべての職業紹介事業を行う事業所
- すべての労働者派遣事業を行う事業所

### 推進員選任の基準

職業紹介事業所又は派遣元事業所においては、当該職業紹介事業又は当該労働者派遣事業を実施する上での相当の権限を有する方から選任することを原則とします。

### 推進員の役割

「推進員」は、就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について、中心的な役割を担っていただきます。

- 求職者及び派遣労働者に関する採用・選考について、公正な採用選考システムの確立を図るとともに、求人者等に対する啓発等に努めること。
- 職業安定機関との連携に関すること。
- その他、当該職業紹介事業所、当該派遣元事業所において必要とされる対策の樹立及び推進に関すること。

### 推進員選任状況の報告は

推進員を選任していない山梨労働局管内に所在する事業所については、新規の「公正採用選考人権啓発推進員(選任)状況報告」を山梨労働局職業安定部需給調整事業室に提出してください。推進員の選任状況について、管轄のハローワークに登録させていただきます。

なお、推進員変更時の「公正採用選考人権啓発推進員(変更)状況報告」は管轄のハローワークに提出してください。